

## 平成30年 第9回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年9月5日(水) 午前9時00分～午前9時45分

2. 開催場所 白石町役場3階大会議室

3. 出席委員(36人)

1番 片渕久司 委員	2番 香月一夫 委員	3番 川崎勝巳 委員
4番 津田 保 委員	5番 井上保博 委員	6番 木室徳好 委員
7番 吉原春樹 委員	8番 赤坂隆義 委員	9番 中村勝郎 委員
10番 野田弘之 委員	11番 宮崎裕二 委員	12番 岩石 学 委員
13番 井崎陽子 委員	14番 池上勝文 委員	15番 香月幸雄 委員
16番 香月伸幸 委員	17番 吉岡保則 委員	18番 森口弘実 委員
19番 川崎敏樹 委員	21番 森 邦之 委員	22番 石田義明 委員
23番 小野愛子 委員	24番 山口八州男 委員	25番 田口千津子 委員
26番 片渕秋正 委員	27番 松尾利助 委員	28番 光武直広 委員
29番 溝上博信 委員	30番 永石恒弘 委員	31番 岩永廣康 委員
32番 南條喜代己 委員	33番 中村康則 委員	34番 溝口修一郎 委員
35番 木下善明 委員	36番 中村秋男 委員	37番 川崎 薫 委員

4. 欠席委員(1人)

20番 小柳眞佐美 委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 (1) 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 農地法第4条の規定による許可申請について

(3) 非農地証明願いについて

(4) 平成30年白石町農用地利用集積計画(9号)の承認決定について

(5) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項 (1) 合意解約の報告

業務連絡事項 (1) 第10回農業委員会総会の日時及び場所

(2) 農地パトロールについて

(3) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原雅紀	農地農政係長	野中和男	農地農政係長	吉原浩
農地農政係	渕上悦子				

7. その他出席職員

## 8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、平成30年9月第9回白石町農業委員会総会を開会いたします。まず初めに川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 今日は、第9回農業委員会総会ということでご出席いただきましてご苦労様でございます。慎重に審議いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、20番小柳眞佐美委員から欠席の連絡がっております。また、19番川崎敏樹委員と33番中村康則委員から遅れる旨の連絡がっております。本日の出席委員は37名中、現時点で34名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。この後の議事進行につきましては、白石町農業委員会会議規則により会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、27番の松尾利助委員、28番の光武直広委員を指名いたします。これより議事に入ります。

---

### = 議案番号第149号 =

議長 はじめに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第149号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第149号。

権利の種類は使用貸借権設定。

申請農地の表示。大字福吉字一本松〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字福吉字本谷〇〇番、大字福田字三本榎〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、田の24,006㎡、畑の142㎡、計24,148㎡です。

貸付人は、白石町大字福田〇〇番地、五反田の親である〇〇さんです。借受人は、白石町大字福田〇〇番地、五反田の子である〇〇さんです。

耕作面積は、田46,780㎡、畑142㎡、計46,922㎡です。

稼働力は男2名、女2名です。

申請の事由は、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の再設定をするものです。期間は平成30年10月1日から50年間です。全ての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3

条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願います。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第149号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第149号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

**=議案番号第150号=**

議長 続きまして、議案番号第150号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第150号。

権利の種類は所有権移転、贈与。

申請農地の表示。大字堤字嘉瀬川〇〇番、田3,803㎡です。

譲渡人は、白石町大字湯崎〇〇番地、湯崎の親である〇〇さんです。譲受人は、白石町大字湯崎〇〇番地、湯崎の子である〇〇さんです。

耕作面積は、田7,160㎡、畑57㎡、計7,217㎡です。

稼働力は男1名、女1名です。

申請の事由としまして、親から子に対し贈与です。相続時精算課税制度を適用されております。譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願います。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 150 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 150 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

---

＝議案番号第 151 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」議題といたします。議案番号第 151 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 4 条の規定による許可申請について。

議案番号第 151 号。

申請農地の表示。大字福富字興福一区〇〇番、田 1,097 m<sup>2</sup>の内 26 m<sup>2</sup>です。

申請者は、白石町大字福富下分〇〇番地、東区の〇〇さんです。

転用目的は、暗渠排水管理設となっております。

転用の事由としまして、申請地に隣接する土地に農家住宅を建設するにあたり、生活排水を水路に放流するための暗渠排水管を埋設したいというものです。

事業または施設の概要は、暗渠排水管 26.00 m<sup>2</sup>となっております。

位置及び影響等は、東側が水路、西側が宅地、南側が田、北側は田です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、一時転用です。

農地区分は農用地区域内農地。農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては 1 ページから 2 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 8 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。事務局から説明がありましたとおり、申請地の隣の土地に住宅を建て、その生活排水を水路に流すため申

請地に暗渠排水管を埋設するものです。また、工事後、農地に戻す一時転用ですので、周辺農地への影響もないことから、問題ないと判断いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。議案番号第 151 号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 151 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 151 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 152 号＝

議長 議案番号第 152 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 152 号。

申請農地の表示。大字新開〇〇番、畑 1,000 m<sup>2</sup>です。

申請者は、佐賀市栄町〇番〇号、佐賀県農業協同組合 代表理事組合長 〇〇さんです。

転用目的は、白石地区いちごトレーニングファーム研修施設整備です。

転用の事由は、産地の振興及び部会の維持発展に向けて新規者の確保と農業者の育成を図るため、いちごトレーニングファームを整備したいというものです。

事業または施設の概要は、研修施設 101.85 m<sup>2</sup>、駐車場 150.00 m<sup>2</sup>、通路・その他 748.15 m<sup>2</sup>です。

位置及び影響等は、東側が畑、西側が畑、南側が道路、北側は水路です。面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 30 年 7 月 11 日に軽微な変更で決定公告がされています。

農地区分は農用地区域内農地。農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地です。許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更です。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては3ページから4ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として8月29日に事務局と現地確認を行いました。転用の目的は、いちごのトレーニングファーム研修施設の建設を計画されています。運営協議会も設立されており、最終的にはいちご生産者の維持発展のための新規農業者の確保と育成を目標にされています。実際のいちご栽培研修に付随する施設でありますので、申請地付近では施設いちごが多く栽培されており、その栽培農家が研修生への指導などに協力していただきやすい環境でもあります。隣接農地との間に自作地部分を残されるなど、周辺農地の耕作に影響が出ないように配慮されており、隣接農地の耕作者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。議案番号第152号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第152号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第152号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

= 議案番号第153号 =

議長 続きまして、3.「非農地証明願いについて」を議題とします。議案番号第153号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 非農地証明願いについて。

議案番号第153号。

願出農地は、大字坂田字五本谷〇〇番、畑271㎡です。

願出者は、白石町大字坂田〇〇番地、原田の〇〇さんです。

農地でなくなった時期及び原因は、昭和 62 年頃の圃場整備事業により宅地進入路が造成され、畑として換地された。今後も農地に戻して耕作することはなく宅地への進入路として利用したいということです。顛末書の提出がっております。

圃場整備の有無は、地区内となっております。

その他参考事項といたしまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直しの決定公告がされています。

非農地化した原因、時期、経過、管理状況などの調査を行い、今後も再び農地として利用されることはないと判断し、申請を受理しております。

議案の位置図は、5 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元の農業委員として 8 月 28 日に、〇〇委員及び事務局と現地確認を行いました。申請地は、昭和 62 年の圃場整備事業により宅地進入路が付替えられ、畑として換地されていたとのことです。今回の申請については、区長、生産組合長及び近隣の住民の方からも、以前から非農地であったという意見を得ておられ、今後も農地として利用されることはなく、また周辺の農地への影響もないことから、非農地として証明することはやむを得ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。議案番号第 153 号について、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 153 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 153 号は非農地として当委員会で承認することに決定いたします。

議長 続きまして、議案番号第 154 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 非農地証明願いについて。



議案番号第 154 号。

願出農地は、大字深浦字笹山添〇〇番、畑 426 m<sup>2</sup>です。

願出者は、佐賀市本庄町大字本庄〇〇番地、〇〇さんです。

農地でなくなった時期及び原因は、昭和 54 年頃農地転用許可を受けて、一部を造成したが諸事情により工事を中断し駐車場として利用していた。今後も農地に戻して耕作することはなく、駐車場として利用したいということです。顛末書の提出がっております。

圃場整備の有無は、地区外となっております。

その他参考事項といたしまして、農振除外が当初からなされています。

非農地化した原因、時期、経過、管理状況などの調査を行い、今後も再び農地として利用されることはないと判断し、申請を受理しております。

議案の位置図は、6 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元の農業委員として 8 月 28 日に、〇〇委員及び事務局と現地確認を行いました。現地は中山間地で、周りに宅地が点在する土地です。事務局から説明がありましたとおり、申請地は駐車場として利用され、区長、生産組合長及び近隣の住民の方からも、以前から非農地であったという意見を得ておられ、今後も農地として利用されることはなく、また周辺の農地への影響もないことから、非農地として証明することはやむを得ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。議案番号第 154 号について、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 154 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 154 号は非農地として当委員会で承認することに決定いたします。

---

＝議案番号第 155 号＝

議長 続きます。議案番号第 155 号、4.「平成 30 年白石町農用地利用集積計画（9 号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 155 号。

平成 30 年白石町農用地利用集積計画（9 号）の承認決定についてご説明します。はじめに所有権移転関係でございます。今回は 8 件となっています。

整理番号の 1 番、買い手は今泉東の〇〇さん。売り手は久治の〇〇さん。土地の表示は、大字辺田字日ノ目〇〇番、田の 1 筆で 2,975 m<sup>2</sup>。利用目的は米・麦・大豆。所有権の移転時期は平成 30 年 9 月 6 日、支払期限は平成 30 年 12 月 28 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法はゆうちょ銀行口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は 75,998 m<sup>2</sup>です。認定農業者です。

整理番号 2 番、買い手は江越の〇〇さん。売り手は上甘治の〇〇さん。土地の表示は、大字甘治字江越〇〇番、田の 1 筆で 2,115 m<sup>2</sup>です。利用目的は米・麦・大豆。所有権の移転時期は平成 30 年 9 月 6 日、支払期限は平成 30 年 12 月 28 日。10a 当たりの対価は、〇〇円。総額で〇〇円です。支払方法は、佐賀銀行口座への振込み。取得後の経営面積は 62,520 m<sup>2</sup>です。認定農業者です。

整理番号 3 番、買い手は新観音の〇〇さん。売り手は北揚の〇〇さん。土地の表示は、大字築切字杉〇〇番、〇〇番、〇〇番、田の 3 筆で 5,130 m<sup>2</sup>。利用目的は蓮根。所有権の移転時期は平成 30 年 9 月 6 日、支払期限は平成 30 年 9 月 28 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、JA 口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は 229,566 m<sup>2</sup>。

整理番号 4 番、買い手は新明 2B の〇〇さん。売り手は新明 2B の〇〇さん。土地の表示は、大字新明〇〇番、田の 1 筆で 4,506 m<sup>2</sup>。利用目的は米。所有権の移転時期は平成 30 年 9 月 6 日、支払期限は平成 30 年 11 月 30 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、JA 口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は 53,423 m<sup>2</sup>。認定農業者です。

整理番号 5 番、買い手は新観音の株式会社〇〇さん。売り手は西分二号の〇〇さん。土地の表示は、大字新拓〇〇番、〇〇番、田の 2 筆で 5,801 m<sup>2</sup>。利用目的は蓮根・米。所有権の移転時期は平成 30 年 9 月 6 日、支払期限は平成 31 年 5 月 31 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、JA 口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は 229,566 m<sup>2</sup>。

整理番号 6 番、買い手は新観音の株式会社〇〇さん。売り手は西分二号の〇〇さん。土地の表示は、大字新拓〇〇番、田の 1 筆で 2,941 m<sup>2</sup>。利用目的は蓮根。所有権の移転時期は平成 30 年 9 月 6 日、支払期限は平成 31 年 5 月 31 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、JA 口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は 229,566 m<sup>2</sup>。

整理番号 7 番、買い手は新観音の株式会社〇〇さん。売り手は西分二号の〇〇さん。土地の表示は、大字新拓〇〇番、田の 1 筆で 2,944 m<sup>2</sup>。利用目的は米。所有権の移転時期は平成 30 年 9 月 6 日、支払期限は平成 31 年 5 月 31 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、佐賀銀行口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は 229,566 m<sup>2</sup>。

整理番号 8 番、買い手は新観音の株式会社〇〇さん。売り手は北揚の〇〇さん。土地の表示は、大字築切字卯兵エ搦〇〇番、田の 1 筆で 5,846 m<sup>2</sup>。利用目的は蓮根。所有権の移転時期は平成 30 年 9 月 6 日、支払期限は平成 30 年 9 月 28 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は、JA 口座への振込み。買い手の取得後の経営面積は 229,566 m<sup>2</sup>。

次に、利用権設定の関係でございます。2 ページから 4 ページにかけて 30 件の計画が提出されています。利用権の種類は賃借権設定が 30 件、使用貸借権設定が 0 件となっております。そのうち新規が 3 件、その中で自作地から新規に利用権の設定をされるものが 1 件で、再設定は 27 件でした。また農地利用集積円滑化団体である JA を通して設定をされているものが 24 件です。今回の利用権の総面積は 122,086 m<sup>2</sup>です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが 0 件、個人によるものが 30 件となっております。なお、今回の計画の中で未相続農地は 10 件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして、30 件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。所有権移転について審議します。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与の制限がございまして、〇番の〇〇委員はしばらく退席をお願いします。

(〇番〇〇委員、退席)

議長 それでは所有権移転について、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 155 号の所有権移転について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 155 号の所有権移転については、

原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

(○番○○委員、着席)

議長 つづきまして、利用権設定について審議します。これについても、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与の制限がございまして、○番の○○委員、○番の○○委員は、それぞれの整理番号のところで発言を控えていただきます。  
それでは、利用権設定について、何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 155 号の利用権設定について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 155 号の利用権設定については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

---

＝議案番号第 156 号～第 160 号＝

議長 つづきまして、5.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 156 号から 159 号まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の売渡し希望です。

議案番号第 156 号。申し出農地の表示。大字東郷字三本松○○番、田の 3,518 m<sup>2</sup>。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字今泉○○番地、今泉東の○○さんです。議案の位置図は、7 ページをご覧ください。

議案番号第 157 号。申し出農地の表示。大字新拓○○番、田の 8,866 m<sup>2</sup>です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字牛屋○○番地、日登の○○さんです。議案の位置図は、8 ページをご覧ください。

議案番号第 158 号。申し出農地の表示。大字戸ケ里字一本杉○○番、田の 2,059 m<sup>2</sup>、大字辺田字五本松○○番、田の 4,210 m<sup>2</sup>、合計 6,269 m<sup>2</sup>です。2 筆とも農振農用地区域

内です。あっせん申し出者は、白石町大字辺田〇〇番地、辺田の〇〇さんです。議案の位置図は、9ページから10ページをご覧ください。

議案番号第159号。申し出農地の表示。大字田野上字一本杉〇〇番、田の1,407㎡、同じく〇〇番、田2,569㎡、合計で3,976㎡です。2筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、和歌山県和歌山市榎原〇〇番地、〇〇さんです。議案の位置図は、11ページをご覧ください。

議長 議案番号第156号から議案番号第159号まで、事務局の説明が終わりましたが追加議案がございます。議案番号第160号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第160号。申し出農地の表示。大字福田字秀杉〇〇番、田の2,737㎡、同じく〇〇番、田の2,757㎡、合計で5,494㎡。2筆とも農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福田〇〇番地、秀新村の〇〇さんです。議案の位置図は、追加議案書をご覧ください。

以上、議案番号第156号から追加議案の議案番号第160号まで5件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の(8)に農業委員の中からあっせん委員を2名指名すると定められておりますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 議案番号第156号から160号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員2名の選任についてよろしく申し上げます。

議案番号第156号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第157号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第158号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 2つともですね。

〇番 はい。

議長 議案番号第159号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 160 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 156 号は○番○○委員と○番○○委員、157 号は○番○○委員と○番○○委員、158 号は○番○○委員と○番○○委員、2 つともです。159 号は○番○○委員と○番○○委員、160 号は○番○○委員と○番○○委員です。それでは担当職員をお願いします。

事務局長 議案番号第 156 号は○○、157 号は○○、158 号は○○、159 号は○○、160 号は○○です。以後の連絡調整につきましては担当職員のほうによろしくお願いします。

議長 それでは、あっせん委員になられました方はよろしく願います。

---

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

① 合意解約の報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

① 第 10 回農業委員会総会の日時及び場所

② 農地パトロールについて

③ その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、第 9 回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 9 時 45 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員